

地域密着型編

【選択】

地域密着型編 次第

1. 令和5年度指導方針

2. 主な指摘事項

3. 質問の多い項目

4. 集団指導受講報告書の作成

令和5年度 地域密着型サービス事業者 指導方針

重点指導項目

- 自己点検の奨励
- 高齢者虐待の防止
- 入所者等への身体的拘束等の原則禁止
- 緩和措置中項目の適応
- 感染症及び食中毒の予防とまん延防止
- 事故の防止及び発生時の対応
- 勤務体制の確保等
- 各種加算の算定要件

主な指摘事項

サービス共通（文書指摘）

ハラスメント防止のための方針の明確化及び対応体制を整備し、従業員へ周知すること。

従業員の資質向上を目的とした計画的な研修が実施されていないため、研修計画を作成し、実施すること。

居宅サービス計画に位置付けられていない介護保険サービスの利用があるため、計画の見直しを行うこと。

質問の多い項目

Q 計画作成担当者は、他の事業所との兼務は可能か。

A 介護支援専門員である計画作成担当者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務を除き、兼務することはできない。（同時並行的に業務遂行をする事を不可とし、曜日・時間等を切り分ければ可）

Q 指定認知症対応型共同生活介護事業所における外部評価の実施回数について、本来1年に1回以上のところ、2年に1回とする事ができる場合の要件の一つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなし継続年数に参入することができるか。

A できない。継続年数に参入することができるのは、外部の者による評価を行った場合に限られる。

Q 家賃や光熱水道費、その他の費用を値上げする際の取扱いは。

A あらかじめ利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者等の同意を得る。重要事項説明や契約書に値上げ時の取扱いの定めがあれば、その通りに行く。運営規程を変更し、市に変更届を提出する。

Q 指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護計画を生活相談員が作成することは可能か。

A 不可。地域密着型通所介護計画は管理者が作成しなければならない。

集団指導

受講報告書の作成

施設・事業所の管理者ごとの提出が必要です

ホームページより様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、
期限までに提出してください

掲載場所

堺市役所 ホームページ

検索

堺市トップページ ▶ 健康・福祉 ▶ 福祉・介護 ▶
高齢者福祉 ▶ 事業者向け情報 ▶ 介護事業 ▶ 令和
4年度介護保険施設・事業所等集団指導の実施について



これからも事業の健全かつ円滑な運営をよろしくお願い致します。